

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さんに、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、1年に1回、「医療費通知書」を発行しています。

【発送月】

発送月	掲載する診療年月
1月	前々年11月～前年10月

お勤めの所属所を通じて該当する在職中の組合員の皆さんへ配付します。
 なお、医療費通知書は家族分をまとめて通知しています。
 また、任意継続組合員の皆さんへは発行していません。

医療費通知書は、再発行できませんので、大切に保管してください。

皆さんが病気やけがの治療のため、組合員証（健康保険証）を提示し病院などで受診された場合、医療費の一部を窓口で支払い、残りの額は共済組合が病院などに支払っています。

この共済組合負担部分は、皆さんの掛金や所属所の負担金によってまかなわれていますので、引き続き医療費削減に向けご協力をお願いします。

【「医療費通知書」の見かた】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金 等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
共済 太郎	5 1	2	医科入院外	11,150	7,805		3,345				3,345
〇〇〇〇クリニック											
共済 太郎	5 4	30	医科入院	985,640	689,948		295,692	62,200	208,406	270,606	25,086
〇〇〇〇病院											

① 診療を受けた年月	⑦ 医療機関の窓口で負担した額（＝3割負担部分）
② 1か月に受診した日数	⑧ 共済組合から給付金が支払われた額 （一部負担金払戻金、家族療養費附加金）
③ 医科、歯科、調剤、入院、入院外の区分	⑨ 共済組合から高額療養費が支払われた額
④ 診療区分ごとの医療費総額（10割）	⑩ 共済組合が組合員口座に送金した額（⑧＋⑨）
⑤ 共済組合の負担額（＝7割負担部分）	
⑥ 国、県または市町村等の負担額	

【お問い合わせ先】 医療保健課（092-651-2461）

医療費通知書を確定申告の手続きに使用するときのご注意

- 医療費通知書の医療機関等の名称がシステム上、正しく表記されないことがあります。その場合は、申告者自身で訂正して申告してください。
- 公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費等が反映されておらず、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身で実際に負担した額に訂正して申告してください。
- 医療費通知書に記載されていない医療費分について、医療費控除の申告をする場合は別途領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成し、申告してください。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)

医療費控除等の申告手続きに関することは、国税庁のホームページ等でご確認いただくか、税務署へお問い合わせください。

マイナポータルで医療費通知情報の閲覧ができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用をお願いします

マイナンバーカードの申請はされましたでしょうか。マイナンバーカードを取得されたら、マイナポータルの利用者登録をお願いします。

マイナポータルの利用者登録をされましたら、併せて**マイナンバーカードの健康保険証利用の申込**もお願いいたします。

マイナポータルでは、特定健診結果や服薬履歴等の確認のほか令和3年9月以降分の**医療費通知情報の閲覧も可能**となっています。

医療費通知情報は、マイナポータルでの閲覧（過去3年分閲覧可能。ただし、令和3年8月以前の診療分は閲覧対象外）や医療費控除の申告手続きで利用が可能です。医療費控除の申告の際に、「マイナポータル連携」を利用することにより、医療費通知情報のデータを取得することができますのでご活用ください。「マイナポータル連携」の詳細は国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。確定申告に利用するための1年間分の医療費通知情報（XMLデータ）は、例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月までの情報が一括で取得可能となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は是非、マイナンバーカードを取得してください。

皆様 マイナンバーカードは取得されましたか？

こんなとき、あってよかった！

マイナンバーカード



マイナンバーカードキャラクター マイナちゃん



メリットいっぱい！ マイナンバーカード

- 本人確認書類になる！
- コンビニで、各種証明書が取得できる！
- 健康保険証としても使える！！
- オンラインで行政手続！



特定健診の結果も閲覧できるよ

- 「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに！！

etc ……



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バー 受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

マイナンバーカードを取得されたらマイナポータルの利用登録を行ってください。

健康保険証の利用
登録も忘れずに

医療費通知情報
の閲覧

特定健診結果の
閲覧



マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。
自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。



マイナポータルのアプリは こちら

Android版



iOS版



マイナポータルのトップページ
<https://myna.go.jp/>

